



2026年2月20日

各 位

会 社 名 株式会社R E V O L U T I O N
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

当社子会社に対する行政処分に関するお知らせ

当社連結子会社であるヤマワケエステート株式会社（以下「YE社」といいます。）は、2026年2月20日付で大阪府から不動産特定共同事業法（以下「法」といいます。）第35条第1項に基づく業務停止及び法第34条第1項に規定する指示の行政処分（以下「本行政処分」といいます。）を受けましたので、お知らせします。

1. 本行政処分を受けるに至った経緯

YE社は、以下「2. 本行政処分の原因となる事実の内容」に記載の事象について、2025年4月以降、大阪府からの要請によって、事情聴取等を複数回実施し、2026年1月28日に大阪府から「弁明の機会の付与通知書」を受領し、YE社は2026年2月10日に弁明書を大阪府へ提出しておりましたが、最終的に本日、本行政処分を受けることとなりました。

2. 本行政処分の原因となる事実の内容

① YE社は法に基づく不動産特定共同事業者であるが、不動産特定事業者は対象不動産が同一である不動産事業契約ごとに、その業務に関する帳簿書類を作成すること及び当該不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭を専用の口座を設けて金融機関への預金または貯金等による管理することによって、当該不動産特定共同事業契約に係る財産と自己の固有の財産及び他の不動産特定共同事業契約に係る財産と分別して管理しなければならなりませんでした。しかしながら、YE社は不動産特定共同事業契約ごとの専用口座で財産を管理することなく、入金用口座にて、他の不動産特定共同事業契約に係る財産と混同させて管理しておりました。

さらに、YE社は、大阪府の調査以降においても、既契約済みの不動産特定共同事業契約ごとの専用口座で財産を管理することなく、新たに不動産特定共同事業契約を行ったことも原因の一つとなっております。本件については、YE社は関連法規等を誤って解釈し、不動産特定事業者は対象不動産が同一である不動産事業契約ごとに、その業務に関する帳簿書類を作成し、当該不動産特定共同事業契約に係る財産と自己の固有の財産と分別して管理すれば足りると認識しており、意図的に法令違反を犯したものではありませんが、大阪府からの指摘を受けて府例違反の状態にあったことを認めるに至りました。

② YE社は、自らが営業者となる「青森・八戸 地方再生にアジアンエンタメ インドアテーマパーク」（以下「青森案件」といいます。）の不動産特定共同事業契約に係る財産を、以下の通り「東京都世田谷区岡本 バリューアップファンド/リセール」（以下「岡本案件」といいます。）及び「沖縄県阿嘉島 リゾートヴィラファンド/リセール」（以下「阿嘉島案件」といいます。）における支払代金に流用しておりました。

(ア) 青森案件から岡本案件への流用

2024年3月から同年9月までに総額約29百万円を、青森案件に係る財産から岡本案件における営業者報酬や内装等工事委託先等の支払いに充当。

(イ) 青森案件から阿嘉島案件への流用

2024年3月から同年9月までに総額83百万円を青森案件に係る財産から阿嘉島案件における営業者報酬や建築工事委託等の支払いに充当。

なお、流出があった青森案件については、流出した後に2024年9月に第三者から青森案件について投資が行われてその全額が回復されております。

当時のWeCapital株式会社（YE社の完全親会社であり、以下「WE社」といいます）及びYE社のガバナンス体制の脆弱さが原因であります。当該資金流用は、WE社の当時の代表取締役である松田悠介氏（以下「松田氏」といいます。）が、YE社及びWE社の通常の社内手続きを経ることなく、松田氏自身の独断によって指示しているものであります。

松田氏はWE社の代表取締役の在籍時に本件以外にも多くの不正行為の存在があり、これについて2025年8月8日付開示資料「連結子会社の元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ」及び2025年8月29日付開示資料「連結子会社 WeCapital株式会社における元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ」等で公表のとおり、再発防止策の一環としてすでに責任追及を実施しておりますが、これに加えて、松田氏などに対しては刑事告訴などの準備を行っております。

3. 本行政処分の内容

① 法第35条第1項に基づく業務停止

2026年2月24日から60日間（2026年4月24日まで）、不動産特定共同事業に係る業務の一部（不動産特定共同事業契約の締結、締結の代理又は媒介をする行為及び不動産特定共同事業契約の締結を勧誘する行為）を停止。

②法第34条第1項に規定する指示

(ア) 対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約に係る財産と他の財産とを分別して管理すること。その他、不動産特定共同事業契約に係る財産について必要かつ適切な管理・保全措置を講じること

(イ) 上記指示を適切に行い、不動産特定共同事業及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、社内の業務管理体制の整備等必要な措置を講じること。

(ウ) 今回の処分理由及びこれに対する処分内容等並びに再発防止のために行った具体的な対策について、貴社の役員及び不動産特定共同事業の従事者全てに対し速やかに周知徹底すること。

(エ) 法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び不動産特定共同事業の従事者全てに対し継続的にこれを実施すること。

(オ) すべての事業参加者に対し、今回の処分理由及びこれに対する処分内容等について速やかに説明すること。

(カ) 上記指示項目について、その対応状況を指定する期日までに書面で報告すること。その後も必要に応じて、財産の運用・管理状況（分別管理の状況を含む）等を書面で報告すること。

4. 再発防止策・改善措置など

2024年10月のWE社グループの当社連結子会社化以降、過去の様々なWE社グループでの問題が発覚しております。特に、本行政処分に関連する重大な法令違反については当社グループとして深く反省し、既に以下の再発防止策や改善措置などを実施しております。

① WE社及びYE社の経営人員の見直し

上記のとおり青森案件からの資金流出を指示した松田氏を2025年2月に当社の意向の下、代表取締

役および取締役を解任しており、当社グループに関与させないことで松田氏の影響力を排除しております。また、YE 社の事業運営に当社の管理監督を強化させる目的及び不動産事業の強化を目的として、WE 社に関しては、当社から派遣した齋藤洋佑氏が 2025 年 2 月 11 日に代表取締役就任し、同年 2 月 28 日に取締役に異動、同年 7 月に取締役辞任しております。また、2026 年 1 月に当社の取締役に就任した美山俊氏は、2025 年 2 月から WE 社の取締役に就任しております。YE 社に関しては、当社から派遣した齋藤洋佑氏が 2025 年 5 月に代表取締役就任、同年 8 月に代表取締役を辞任した後、梅本拓磨氏を YE 社の代表取締役及び WE 社の取締役として派遣しております。

② 分別管理用銀行口座の準備と管理

YE 社が既に特定の金融機関にて最大 200 口座までの口座開設を完了しております。既存の不動産特定共同事業契約済のものかつ、清算前のものについては、2026 年 2 月 12 日までに全件それぞれの当該契約ごとの専用口座へ金銭の移動を完了させております。

③ WE 社及び YE 社の役職員への違反事例の周知とコンプライアンス研修の定例化

WE 社及び YE 社は 2025 年 7 月から本日まで合計 5 回の全社員参加の社内研修を実施しておりますが、今後も継続して定期的に社内コンプライアンス研修を実施していく、高いコンプライアンス意識をもった企業風土を培ってまいります。また、本行政処分についても近日中に社内で周知を行ってまいります。

④ 経営会議の見直し

WE 社及び YE 社は週一回の頻度で全取締役する経営会議を実施しておりましたが、参加していたメンバーだけでは、適切な事業運営を行うために不十分であったと認識しており、その反省から現在では WE 社と YE 社の全取締役に加え、顧問弁護士、法務コンプライアンス部長及び当社の社長室長等が参加しそれぞれの部門への牽制・監視機能を強化しております。

⑤ 通報窓口の設置

法令違反を犯した当時において、社内で絶対的な権力のあった松田氏の指示を受けていた場合、不審点や違和感があったとしても深く追及できない等、ガバナンス体制に不備があったと考えております。そのため、公益通報の窓口として 2025 年 12 月 9 日に外部の弁護士事務所と委任契約を締結し、2026 年 1 月 1 日より運営を開始しました。また、当該公益通報窓口については、WE 社及び YE 社の全役職員に対して 2025 年 12 月 22 日に周知しております。

5. 岡本案件と阿嘉島案件の償還延長解消のめどについて

松田氏解任以降の WE 社及び YE 社は新経営体制の下、クラウドファンディング事業における多くの運用及び償還延長の解消に尽力しております。本行政処分の原因の一つとなった岡本案件と阿嘉島案件についても、現状償還延長中となっておりますが、今般、当該 2 案件について、すくなくとも投資家の方々へ元本の償還が可能な内容で、第三者の協力会社との間で売買契約等を締結いたしました。

両案件については 2026 年 5 月末以降の決済に向け準備しておりますが、決済後速やかに当該投資家の償還を行う予定です。

本件の法令違反などの過去の不正行為が主な原因で、運用及び償還延長となっている事態を当社グループは非常に重く受け止めております。そのため、今後も、当社グループ一丸となり、クラウドファンディング事業における多くの運用及び償還延長の解消を実施してまいります。

6. 今後の見通しについて

本行政処分における当社の業績への影響等は現在精査中です。精査が完了次第、速やかに適時開示にて、連結業績予想値の見直しを公表させていただきます。また今後、本件行政処分に伴う対応（今回、再発防止策・改善措置を公表しているが、これについて大阪府からの追加要請を受けて改訂した場合や再発防止策・改善措置の実施状況の進捗）については、本件開示の経過開示として速やかに公表する予定です。

以上